

1, はじめに～事務所概要

私は、2014年7月11日から8月18日にかけて、シンガポールの Rajah & Tann 法律事務所で研修をさせていただきました。

Rajah & Tann 法律事務所はシンガポールにおける四大事務所の一つです。シンガポールだけではなく、東南アジア各国において事務所を有しているか又は当地の法律事務所との業務提携を実施しています。シンガポールオフィスでは各フロアによって業務分野が分かれています。しかし、一つの業務において各法分野を横断することがしばしばあるため、先生方の各フロアの行き来は盛んでした。

Rajah & Tann 法律事務所内は非常にアットホームな雰囲気があり、パートナーとアソシエイトとの交流はごく自然に行われています。私の研修期間中の観察の限りでは、パートナーもアソシエイトも余程急な業務がない限り、事務所内で夜遅くまで仕事することはありません。

Rajah & Tann 法律事務所には、日本人顧客向けにジャパンデスクが配置されています。ジャパンデスクの雰囲気も非常にアットホームでした。何か困ったことがあったときに、身近に相談することができる存在があるのは非常に心強いと感じました。

2, 海外研修～業務内容

以下では、研修期間中、私が体験することの出来た業務のうち印象的だったものを紹介します。

(1)シンガポール労働関係規制に関する文献の日本語訳

シンガポールでは、2014年8月1日から日系企業の人事に大きな影響を与える規制の変更がなされました。この規制変更は、シンガポール人に対する公平な雇用を実現するために実施されたものであり、主たる内容は一定の例外的な場合を除いて企業が採用活動を行う前に国営の Jobs Bank に求人情報を広告しなければならないというものです。この規制を遵守しない企業に対しては MOM から企業活動に大きな支障を与える一定のサンクションが課されるため、この変更内容を日系企業に対して周知することは重要となります。その一環としてシンガポールで発行されている当該規制に関する文献の日本語訳の作成を行いました。

この日本語訳作成においては、法律的な専門単語はもちろんのこと、変更された規制それ自体のリサーチをしなければなりません。そうしないと、的確に文意を把握することができず、面白みのない逐語訳になってしまったと思います。

(2)シンガポールにおける贈収賄規制の実態に関するリサーチ

シンガポールでは、贈収賄に対する規制の一翼を担う CPIB(Corruption Practices Investigation Bureau)が annual report を発行しています。そこから、シンガポールにおける贈収賄に関する通報や捜査対象事件数、さらに訴訟対象事件の性質の内訳などといった情報を得ることができます。こうした情報が、日系企業向けのセミナーの準備資料のひとつとして必要であったため、report から得られた情報を日本語でまとめるとともに、数値データについてはグラフを作成しました。

(3)贈収賄に関するガイドラインの英訳

近年では、贈収賄規制に対して各国が積極的な姿勢を見せ始めており、企業にとっては贈収賄規制対象とならないような努力が重要となります。海外での事業の展開をする日系企業は、贈収賄のリスクをできる限り低下させるため、従業員に対する教育の一環としてガイドラインを作成するところもあります。こうしたガイドラインは日本語で作成されているため、海外の支社などで用いる上では英語への翻訳が必要となります。場合によってはさらに別の言語に対する翻訳が必要となるため、その媒介項としての英語への翻訳という業務が必要となることもあります。

この業務では、厳密な類義英単語の差異への意識、ナチュラルな英語文章への翻訳の難しさを肌身で感じることができました。

(4)ASEAN 諸国における競争法事例のリサーチ

このリサーチは、日系企業に対するセミナーの資料作成の一環として行いました。私が担当したリサーチは、シンガポールにおける Arisco 入札談合事例、インドネシア競争法当局(KPPU)が Nestle と Wyeth の企業結合に対して条件を課した事例、マレーシア競争法当局(MyCC)が Megasteel に対して違反仮決定をした事例でした。基本的には当局のウェブサイトが発行されている決定書等の読解がメインですが、インドネシアの事例に関しては詳細が掲載されていなかったため、それについて扱った外国法律事務所の論文に当たるといった方法をとらざるを得ませんでした。どれも競争法の生きた素材を提供するものであり、競争法の勉強になりました。と同時に、一つの企業活動に対して様々な国の競争法規制がかかってきている現実を目の当たりにすることができたのも大きな収穫であり、企業にとってのリスクの大きさを実感せざるを得ませんでした。

(5)シンガポールにおける国際仲裁についてのガイドラインの内容要約

シンガポールは国際的な trading や investment の中心地として重要な役割を果たしています。そのためにシンガポールにおいて生ずる紛争は国際裁判管轄やシンガポール裁判所判決の外国における執行可能性などといった問題を孕まざるを得ません。この点をクリアする紛争解決手段として注目されているのが、国際仲裁です。現に、シンガポールにおい

ては、国際仲裁の件数が年々増加しているという状況にあります。さらに近年では、その費用と時間を出来る限り効率化していこうとするトレンドが見られます。ガイドライン内では、AA(Arbitration Act)や IAA(International Arbitration Act)、SIAC(Singapore International Arbitration Centre) Rules を中心とした仲裁に関する様々な規律やシンガポール裁判所の国際仲裁制度に対する態度・姿勢などの説明がなされていました。

こうした国際仲裁に関するガイドラインの内容を日本語で要約して報告するという業務を行いました。日本における仲裁制度に関する基本的な知識もなかった私は、日本の仲裁制度を概括的にリサーチし仲裁の基本的な制度枠組みを理解した上で、ガイドラインの内容要約に取り組みざるを得ませんでした。しかし、その分、仲裁制度に関する知識を得ることができましたし、国際的な仲裁に対する取り組みの一端を見ることができたため、非常に収穫の多い業務でした。

(6)クライアントとの法律相談への参加

シンガポール進出を検討する日系企業や現にシンガポールでの企業活動をしている日系企業といったクライアントが、シンガポールで生じる法律問題について相談する機会に参加することができました。やりとりはよっぽど難解な内容ではない限り基本的には英語でなされます。ここで私は、Rajah & Tann 法律事務所の先生方のプレゼンの上手さに魅了されました。クライアントからの質問に対して、表情豊かに抑揚をつけて熱心にかつ的確に応答するその姿からは、信頼感と説得力を感じざるを得ませんでした。

3. おわりに～研修雑感

私は、この海外研修を通じて日本とは異なる弁護士としてのライフスタイルを知ることができました。ワークライフバランスをどう調整するかは個人の価値観によるところが大きいのかもしれませんが、私自身は家族との家庭の時間をきちっと確保しようとするシンガポールの法律事務所における働き方は魅力的でした。

また、シンガポールが **trading** や **investment** の中心地として発展してきていることに伴って、シンガポール政府の政策や各種の当局の規制などがそうした取引の活発化という点を考慮しながら、構築、運営されている実態を垣間みることができたのは非常に興味深かったです。こうしたシンガポールの取り組みは、今後日本が取り組んでいくであろう外資誘致の促進を検討する際に大いに参考になると思われます。

そして、やはり英語の重要性は痛感せざるを得ませんでした。日常のコミュニケーションでさえかなり苦戦する私が、難解な法律用語も入り込んでくる英語でのコミュニケーションについていくのはかなり厳しいものがありました。

最後になりますが、Rajah & Tann 法律事務所において未熟な私に対して様々業務体験の機会を与えて下さった上野美代子先生や大塚周平先生その他の各先生はもちろんのこと、こうした貴重な機会を与えて頂いた BLC の岩村先生、神田先生、藤田先生、そして多数の迷惑をかけたにもかかわらず様々なサポートをして頂いた事務局の小疇様に心より感謝申し上げます。